

山口県報

平成20年
6月27日
(金曜日)

目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	三
母子保健法の規定により徴収する費用の額に関する告示の一部改正(健康増進課) (環境政策課)	三
児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示の一部改正(こども未来課)	五
建築基準法第四十八条第十四項の規定による公開の意見の聴取(建築指導課)	六
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)	六
県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(教育政策課)	七
公告	七
契約の締結(税務課)	七
一般競争入札の実施(市町課)	七
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)	九
平成二十年クリーニング師試験の実施(生活衛生課)	九
障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定(健康増進課)	一〇
障害者自立支援法の規定に基づく指定障害者支援施設指定(障害者支援課)	一三
一般競争入札の実施(二件)(物品管理課)	一四
公安委規程	一四
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程	一六
公安委告示	一七
警備員指導教育責任者講習の実施	一七

山口県告示第三百二十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年六月二十七日から同年七月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年六月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 (m^3 /日)	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 隔 隔 時 日 の 使用 間 間 隔 隔 時 日 の 概 要
二七一又	九	平成二〇、 八、一	平成二〇、 九、三〇	平成二〇、 一〇、一	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「二七一又」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃カス洗浄施設をいう。

No. 2	No. 1
排水口	排水口
"	八
"	九、六
三	二・五
五	四・三
一〇	六
二〇	一三
"	検出せず
一・三	〇・九
二・二	一・二
"	〇・一
"	〇・二
二、九三、五〇八	一四〇、四〇〇
二、九三、五〇八	一四〇、四〇〇

山口県告示第三百二十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年六月二十七日から同年七月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年六月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 東ソー株式会社

住 所 周南市開成町四五六〇番地

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 東ソー株式会社南陽事業所

所在地 周南市開成町四五六〇番地

三 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設、遠心分離機、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設、同表第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設、遠心分離機、静置分離器及び廃ガス洗浄施設、同表第三十四号の合成ゴム製造業の用に供する脱水施設及び水洗施設、同表第三十七号の石油化学工業の用に供する洗浄施設、分離施設、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設、同表第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設、同表第七十一号の四の産業廃棄物処理施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

No. 2 排 水 口		No. 1 排 水 口		排 水 口	
変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	項 目	
"	"	"	八	通 常 最 大	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値
"	"	"	九	通 常 最 大	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)
"	三	"	二・五	通 常 最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)
"	五	"	四・三	通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
"	一〇	"	六	通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
"	二〇	"	一三	通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
"	"	"	検 出 せ ず	通 常 最 大	鉍 油 類 量 (mg/l)
"	一・三	"	〇・九	通 常 最 大	室 態 の 値
"	二・二	"	一・二	通 常 最 大	室 態 の 値
"	"	"	〇・一	通 常 最 大	室 態 の 値
"	"	"	〇・二	通 常 最 大	室 態 の 値
"	二、九三、五〇八	"	一四〇、四〇〇	通 常 最 大	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
"	二、九三、五〇八	"	一四〇、四〇〇	通 常 最 大	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

総合排水処理施設				中和処理施設				種 類	
処理後		処理前		処理後		処理前		項 目	
変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	通 常 最 大	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
"	"	"	八	"	"	"	七	通 常 最 大	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)
"	"	"	"	"	"	"	九	通 常 最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)
"	"	"	三	"	"	"	二	通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
"	"	"	"	"	"	"	五	通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
"	一〇	"	一四〇	"	九	"	三四	通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
"	二〇	"	二八〇	"	二〇	"	三四	通 常 最 大	鉍 油 類 量 (mg/l)
"	"	"	"	"	"	"	検 出 せ ず	通 常 最 大	鉍 油 類 量 (mg/l)
"	"	"	一・三	"	"	"	一・五	通 常 最 大	室 態 の 値
"	"	"	二・二	"	"	"	一・五	通 常 最 大	室 態 の 値
"	"	"	〇・一	"	"	"	〇・四	通 常 最 大	室 態 の 値
"	"	"	〇・二	"	"	"	〇・四	通 常 最 大	室 態 の 値
"	"	"	二、九三、五〇八	五三三	二二六	五三三	二二六	通 常 最 大	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
"	"	"	二、九三、五〇八	五三三	二二六	五三三	二二六	通 常 最 大	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

項」に改め、同備考の中「又は委託された児童等の扶養義務者」を「併し又は併せられた児童等の扶養義務者」に「受けている場合」と「受けている場合又は当該児童等と同一の世帯に属する児童が障害者自立支援法第5条第7項に規定する児童センター又は併設している場合」に改め、同備考の中「16,800円」を「8,400円」に改め、同備考10中「120,000円」を「60,000円」に改める。

山口県告示第三百二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第十四項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十年六月二十七日

山口県知事 二井 関 成

意見の聴取の理由 意見の聴取の場所以場所

第二種低層住居専用地域内の玖珂郡和木町大字瀬田字形歩ヶ迫一四一の一〇において休憩所を新築することについて

平成二十年七月四日（金曜日）午後 二時 和木町営瀬田四丁目集会所

山口県告示第三百二十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県立萩美術館・浦上記念館陶芸展示施設新築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年六月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 山口県立萩美術館・浦上記念館陶芸展示施設新築工事に係る
- (一) 工事場所 萩市大字平安古町字安吉及び字遠年地内
- (二) 工事の概要

構	造	延	べ	面	積
---	---	---	---	---	---

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨
造 地下一階、地上二階建

二、四三九平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事業のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成二十年六月二十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事業の数値が九百五十以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事業の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年六月二十七日から同年七月二十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年八月六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三八三〇)にすること。

山口県告示第三百二十八号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十年六月二十七日

山口県知事 二井 関成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「重油」を「重油 県立学校コンピュータ教室用機器 県立学校ネットワーク用端末機器」に改める。



(二六八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十年六月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総務部税務課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

税務電算システム再構築に係る詳細設計及び開発業務並びに税務電算システム運用

管理業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十年五月八日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立情報システムズ 東京都品川区大崎一丁目二番一号

六 落札金額

四億五千六百六十三万二千四百円

七 入札公告日

平成二十年三月二十一日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格

(二六九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十年六月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

(一) 次に掲げる物品の借入れ

(二) 物品の名称及び数量

住民基本台帳ネットワークシステムに係る電気通信関係装置 一式

(三) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 使用期間

平成二十一年二月一日から平成二十六年一月三十一日までの間

(五) 使用場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十五号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部市町課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県地域振興部市町課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県地域振興部市町課

(三) 受領期限

平成二十年八月七日午後五時(入札書を持参する場合は、平成二十年八月八日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部第一庁会議室

(二) 日時

平成二十年八月八日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県地域振興部市町課(電話〇八三一九三三一一三〇七)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Municipal Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of telecommunication equipment of basic resident registration network systems

(3) Use term: From February 1, 2009 to January 31, 2014

(4) Use place: within Kumano-cho, Yamaguchi City and 33 other places

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Municipal Di-

vision, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government (TEL 083-933-2307)

(6) Time-limit for tender: 5:00 P.M., August 7, 2008
(In case of bringing a tender: 10:00 A.M., August 8, 2008)

(二七〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十年八月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年六月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十年六月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人さざんか
代表者の氏名 岡 功
主たる事務所の所在地 長門市油谷新別名九六四番地

(二七一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十年八月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年六月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十年六月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人被害者支援センター・ハートライン
やまぐち
代表者の氏名 小嶋 容子
主たる事務所の所在地 山口市小郡下郷一五六〇番地の二一

(二七二) 平成二十年クリーニング師試験の実施

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、平成二十年クリーニング師試験を次のとおり実施します。
平成二十年六月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時及び場所

(一) 日時 平成二十年九月二十八日(日曜日)午前十一時から

(二) 場所 山口市吉敷下東三丁目一番一号
山口県総合保健会館

二 試験の内容

(一) 学科試験

- 1 衛生法規に関する知識
- 2 公衆衛生に関する知識
- 3 洗濯物の処理に関する知識

(二) 技能試験

- 1 洗濯物の処理に関する知識
 - (1) 薬品の鑑別
 - (2) 繊維の識別
 - (3) 絵表示の判別
- 2 洗濯物の処理に関する技能

三 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第五十四号)附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)

四 受験願書の受付期間

平成二十年七月二十二日(火曜日)から同年八月八日(金曜日)まで(郵送の場合
は、八月八日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者
住所地を所管する保健所

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)
山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 受験資格があることを証明する書類

(四) 写真(手札型とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受験手数料

七千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表

(一) 合格者の発表は、平成二十年十月十日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三二二九七〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二七三) 障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療を担当させる医療機関を次のとおり指定しました。

平成二十年六月二十七日

医療機関名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
江の浦診療所	下関市彦島江の浦町五丁目四番一八号	精神通院医療	平成一八、六、一
医療法人光の会重本病院	豊浦町大字黒井九七の五〇	"	"
医療法人天秋会野村病院	大字横野一〇三八の一	"	"
カイクリニツク	秋根東町六番一四号	"	"
社会保険下関厚生病院	上新地町三丁目三番八号	"	二一、" "
いとつ脳神経外科・外科クリニツク	彦島江の浦町九丁目三番一七号	"	"
唐戸メンタルクリニツク	田中町一六番七号	"	"
医療法人社団やまぐち小児科	彦島江の浦町一丁目五番一四号	"	"
はら医院	羽山町一番一号	"	"
医療法人山陽会長門一ノ宮病院	形山みどり町一七番三五号	"	"
青葉こどもクリニツク	秋根南町二丁目二番二二号	"	平成一九、一、" "
瀬戸口医院	綾羅木本町五丁目一番五号	"	"
医療法人上野医院	秋根西町一丁目七番一六号	"	"
医療法人まつきクリニツク	秋根南町一丁目六番一九号	"	"
藤井メンタルクリニツク	細江町三丁目三番一号	"	"
医療法人水の木会下関病院	富任町六丁目一八番一八号	"	"

新日本製鐵株式会社 鋼管事業部光鋼管部 診療所	大字島田三四三四	平成一九、二、	〃	〃
医療法人社団福寿会	長門市日置中二四九〇	平成二八、二、	〃	〃
福永病院	東深川一九二五の	〃	〃	〃
福永医院	東深川一九二五の	〃	〃	〃
医療法人杏祐会三隅 病院	三隅中三三四二	〃	〃	〃
医療法人社団成蹊会 岡田病院	東深川八八八	平成一九、一、	〃	〃
山口県厚生農業協同 組合連合会長門総合 病院	八五	〃	〃	〃
吉田クリニク	柳井市南町二丁目一 番五号	平成二八、六、	〃	〃
医療法人恵愛会柳井 病院	柳井一九一〇の一	〃	〃	〃
おりたクリニク	中央二丁目八番一 五号	〃	〃	〃
弘田脳神経外科	古開作五七五の七	平成一九、二、	〃	〃
増本クリニク	天神一七番六号	〃	〃	〃
独立行政法人国立病 院機構柳井病院	伊保庄九五	〃	〃	〃
ふじもとメンタルク リニク	周南市有楽町二三	平成一八、六、	〃	〃
医療法人社団共愛会 徳山静養院	五月町二三番一 号	〃	〃	〃
山下内科小児科医院	川端町二丁目七	〃	〃	〃
岸本医院	大字久米三二〇一	〃	〃	〃
泉原病院	泉原町一〇番一 号	〃	〃	〃
黒川医院	五月町八番一 号	〃	〃	〃
原田医院	古川町九番八 号	〃	〃	〃
本城クリニク	五月町八番一 号	〃	〃	〃
鼓ヶ浦こども医療福 祉センター	大字久米七五二の	平成一九、一、	〃	〃
綜合病院社会保険徳 山中央病院	孝田町一番一 号	〃	〃	〃

周南市立新南陽市民 病院	宮の前二丁目三番 一五号	〃	〃	〃
鹿野博愛病院	大字鹿野下一一六	〃	〃	〃
医療法人土生クリ ニク	糺町二丁目二六	〃	〃	〃
いとう内科呼吸器科	孝田町三番四〇号	〃	〃	〃
医療法人社団はたも とクリニク	山陽小野田市日の出三 丁目一〇番一 号	〃	〃	〃
小野田赤十字病院	大字小野田	〃	〃	〃
医療法人社団光栄会 小野田ライフケアク リニク	三七〇〇 高栄一丁目 二番一〇号	〃	〃	〃
周防大島町立橋病院	大島郡周防大島町大字西 安下庄三九二〇の一七	平成一九、一、	〃	〃
周防大島町立大島病 院	松一三八八の一	〃	〃	〃
日良居病院	居一四二六の一	〃	〃	〃
周防大島町立東和病 院	方五七一の一	〃	〃	〃
山中クリニク	賀五三六八の一	〃	〃	〃
医療法人藤田医院	熊毛郡田布施町大字宿井 一〇二二	平成一八、二、	〃	〃
かたやま小児科医院	平生町大字佐賀三 七七五の四六	平成一九、一、	〃	〃
共立美東国民健康保 険病院	美祢郡美東町大字大田三 八〇〇	平成一八、七、	〃	〃
医療法人社団豊美会 田代台病院	大字真名二	平成一九、二、	〃	〃

(二七四) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害者支援施設の指定
 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、
 次のとおり指定障害者支援施設の指定をしました。

平成二十年六月二十七日

山口県知事 二井 関成

指定障害者支援施設	名称	所在地	指定年月日
障害者支援施設ひらきの里	山口市仁保中郷四三	山口市仁保中郷四三	平成一九、一〇、一
障害者支援施設しんわ苑	萩市大字須佐四八六の四	萩市大字須佐四八六の四	平成二〇、四、
萩市障害者支援施設さんみ苑	三見三八五二の一	三見三八五二の一	” ” ” ”
指定障害者支援施設ゆうあい	防府市大字向島七九の四二	防府市大字向島七九の四二	” ” ” ”
ライプリーあそかの園	美祢市於福町上四〇一七の一	美祢市於福町上四〇一七の一	平成一九、一〇、
鹿野学園第二成人部	周南市大字鹿野下五一三の一	周南市大字鹿野下五一三の一	” ” 四、
城南学園第三更生部	熊毛郡田布施町大字川西一六七	熊毛郡田布施町大字川西一六七	” ” ” ”

(二七五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十年六月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる物品等の購入
物品の名称及び数量
ネットワークパソコン 四百十一台
 - (二) 物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成二十年九月三十日
 - (四) 納入場所
山口県地域振興部情報企画課
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
 - (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配

人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十五号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県会計管理局物品管理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
山口県会計管理局物品管理課
- (三) 受領期限
平成二十年八月五日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十年八月六日午前十一時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室
- (二) 日時
平成二十年八月六日午前十一時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一) 入札参加資格のない者がした入札

- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札者

九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三三九六〇)に問い合わせるよう。
- 十一 Summary
- (1) Branch office in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Name and quantity of the products to be purchased: Network personal computers 411 sets
 - (3) Delivery period: September 30, 2008
 - (4) Delivery place: Information Technology Planning Division
 - (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
 - (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., August 5, 2008
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., August 6, 2008)

(二七六) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十年六月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

- (一) 物品の名称及び数量

県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器 一式

- (二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

- (三) 納入期限

平成二十年十二月二十六日

- (四) 納入場所

山口県立岩国商業高等学校ほか三十八箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十五号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

五 山口県会計管理局物品管理課において交付する。
入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所
山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限
平成二十年八月七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十年八月八日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時
(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時
平成二十年八月八日午前十一時

七 入札保証金
免除する。

八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否

要

(四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(五) 契約保証金
免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に問い合わせるよう。

十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Name and quantity of the products to be purchased: A set of equipment for the computer room in prefectural schools and terminals for the prefectural school computer network
- (3) Delivery period: December 26, 2008
- (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Iwakuni Commercial High School and 38 other places
- (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., August 7, 2008
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., August 8, 2008)



山口県公安委員会規程第六号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年六月二十七日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十一の表第三十一条第一項の項中「第31条第1項」を「第32条の2第1項」に改め、同表第三十一条第五項の項中「第31条第5項」を「第32条の2第5項」に改める。

附則

この規程は、平成二十年六月二十七日から施行する。

山口県公安委員会告示第二十五号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十年六月二十七日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。))の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)

平成二十年七月二十八日(月曜日)から同月三十一日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同年八月一日(金曜日)の午前九時から午後零時四十分まで

イ 追加取得講習(講習規則第六條第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)

平成二十年七月三十一日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同年八月一日(金曜日)の午前九時から午前十一時三十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二條第一項第四号に規定する業務(以下「第四号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 四十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 追加取得講習

第四号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講申込書の受付期間

平成二十年六月三十日(月曜日)から同年七月四日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 履歴書及び警備業者等が発行する第四号警備業務の従事期間に関する証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万四千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇内線三〇一九)に

平成二十年六月二十七日印刷
発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

すること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。